

新潟県建設工事入札参加資格審査規程実施要綱 新旧対照表

新	旧
第 2 資格審査 (略) 1 建設業者 (略) (1) 客観的事項 (略) (2) 主観点事項 (略) ア～ウ (略) エ 社会貢献活動等の状況 (略) (ア)～(キ) (略) (ク) 新潟県SDGs推進企業登録制度の登録状況 資格審査の申請の日現在において、新潟県SDGs推進企業登録制度の企業登録を完了している場合 <u>(新潟県に主たる営業所(法第3条第1項に規定する営業所をいう。)を有する者に限る。)</u> オ・カ (略) 2～4 (略) <u>(附 則)</u> <u>1 この要綱は、令和8年8月2日から施行する。</u>	第 2 資格審査 (略) 1 建設業者 (略) (1) 客観的事項 (略) (2) 主観点事項 (略) ア～ウ (略) エ 社会貢献活動等の状況 (略) (ア)～(キ) (略) (ク) 新潟県SDGs推進<u>建設</u>企業登録制度の登録状況 資格審査の申請の日現在において、新潟県SDGs推進<u>建設</u>企業登録制度の企業登録を完了している場合 オ・カ (略) 2～4 (略)

別表10

社会貢献活動等の状況に応じて与える評点

主 観 的 事 項		評点 (※)
障害者の雇用状況	障害者の雇用義務がある場合 法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合	10
	障害者の雇用義務がない場合 障害者を1人以上雇用している場合	10
男女共同参画の 推進状況	実践企業認定制度に基づく認定を受けている場合	5
	実践企業認定制度に基づくゴールド認定を受けている場合	10
	女性の技術者を雇用している場合	5
	新潟県妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度 利用奨励金交付要綱別表1の要件を満たす有給休暇制度を整備している場合	5
消防団協力事業所の 認定状況	新潟県内の市町村等の消防団協力事業所に 認定されている場合	10
就業体験又は職場 実習に関する機会 の提供の状況	新潟県内の営業所において、連続する2営業 日以上就業体験又は職場実習に関する機会 を提供した場合	10
健康づくりの取組 の推進状況	にいがた健康経営推進企業に登録されている 場合	5
協力雇用主の登録 状況	新潟保護観察所に協力雇用主として登録さ れている場合	5
建設キャリアアッ プシステムの登録 状況	建設キャリアアップシステムの事業者登録 を完了している場合	10
新潟県SDG s 推 進企業登録制度の 登録状況	新潟県SDG s 推進企業登録制度の企業登 録を完了している場合	5

※上記の評点の合計が、30点を超える場合にあっては、付与する評点を30点とする。

別表10

社会貢献活動等の状況に応じて与える評点

主 観 的 事 項		評点 (※)
障害者の雇用状況	障害者の雇用義務がある場合 法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している場合	10
	障害者の雇用義務がない場合 障害者を1人以上雇用している場合	10
男女共同参画の 推進状況	実践企業認定制度に基づく認定を受けている場合	5
	実践企業認定制度に基づくゴールド認定を受けている場合	10
	女性の技術者を雇用している場合	5
	新潟県妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度 利用奨励金交付要綱別表1の要件を満たす有給休暇制度を整備している場合	5
消防団協力事業所の 認定状況	新潟県内の市町村等の消防団協力事業所に 認定されている場合	10
就業体験又は職場 実習に関する機会 の提供の状況	新潟県内の営業所において、連続する2営業 日以上就業体験又は職場実習に関する機会 を提供した場合	10
健康づくりの取組 の推進状況	にいがた健康経営推進企業に登録されている 場合	5
協力雇用主の登録 状況	新潟保護観察所に協力雇用主として登録さ れている場合	5
建設キャリアアッ プシステムの登録 状況	建設キャリアアップシステムの事業者登録 を完了している場合	10
新潟県SDG s 推 進建設企業登録制 度の登録状況	新潟県SDG s 推進建設企業登録制度の企 業登録を完了している場合	5

※上記の評点の合計が、30点を超える場合にあっては、付与する評点を30点とする。